平成２７年（再イ）第１号
三重県松阪市東黒部町1059番地
再生債務者　鈴木　正司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月25日　　津地方裁判所松阪支部

平成２７年（再イ）第６号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西１丁目３番74号
再生債務者　森山　義一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再イ）第３号
山口県下関市伊倉町３丁目14番23号
再生債務者　中泊　昌子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月26日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２７年（再イ）第５号
札幌市白石区菊水３条３丁目１番24―303号
再生債務者　野林　　勲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１６１号
千葉県千葉市花見川区長作町264番地７
再生債務者　田中　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月26日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第１７４号
千葉県千葉市中央区星久喜町1049番地63
再生債務者　江口　智彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月26日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第２５号
和歌山市市小路325番地の３　ピースフル21，202号
再生債務者　鬼塚防水塗装こと　鬼塚　秀友
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再イ）第３号
島根県雲南市吉田町川手284番地
再生債務者　杼谷　陽一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月26日　　松江地方裁判所民事部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第９号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成27年５月21日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成27年６月５日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1．承認番号　第Ｄ158号
2．名称　株式会社クボタ
3．住所　大阪府大阪市浪速区敷津東１―２―47
4．特定計量器の種類　非自動はかり

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第13号
道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。
平成27年６月５日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直
1．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通110番から 千葉県成田市吉岡1174番３まで

2．指定する期日
平成27年６月７日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第14号
道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
平成27年６月５日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直
1．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通110番から 千葉県成田市吉岡1174番３まで

2．指定する期日
平成27年６月７日
3．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
①　走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②　後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③　道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。